

30 国際第 1285 号

関税割当公表第 71 号の 2

平成 31 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和 40 年農林省令第 13 号)第 6 条の規定に基づき、「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

平成 31 年 4 月 1 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

関税暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号)別表第 1 第 0401.10 号に規定する「その他の乳製品」であって、以下の各号に該当する物品

第 0401.10 号	第 0401.20 号	第 0401.40 号
第 0401.50 号	第 0403.10 号	第 0403.90 号
第 0404.90 号	第 1806.20 号	第 1806.90 号
第 1901.10 号	第 1901.20 号	第 1901.90 号
第 2101.12 号	第 2101.20 号	第 2106.10 号
第 2106.90 号		

2 割当数量<注> 133,940 トン

3 通関期限 平成 32 年 3 月 31 日

第 2 その他

その他関連事項に関しては、平成 31 年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて(平成 31 年 3 月 8 日付け 30 国際第 1218 号関税割当公表第

71号) による。

<注>本公表による関税割当では、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に15.12を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に6.59を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乘じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	1 5 . 1 2
無脂乳固形分	6 . 5 9